

陸別町人権擁護委員会からのお知らせ

特設人権相談所を開設します

～6月1日は「人権擁護委員の日」です～

法務省の人権擁護機関では、毎年、人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員制度の周知と人権尊重思想の普及高揚のため、全国的な啓発活動を展開しております。

釧路地方法務局帯広支局、帯広人権擁護委員協議会及び陸別町人権擁護委員会では、上記活動の一環として、下記のとおり特設人権相談所を開設し、人権擁護委員が地域住民の皆様からの様々な御相談に応じます。相談は無料、秘密厳守、事前予約も不要ですので、人権に関しての悩みごとや困りごとがある方は、お気軽に御利用下さい。

なお、特設人権相談所を開設については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐために、急遽開催中止となる場合がありますのでご了承願います。

※※ 特設相談所開設日 ※※

日 時 6月1日（火）午後1時～午後3時

場 所 役場庁舎 3階 第3会議室

※ 当町在住の人権擁護委員がご相談をお受けします。

人権擁護委員 平林 晓仁 人権擁護委員 児玉 将機

(人権擁護委員は、陸別町の推薦を受け、法務大臣が委嘱しています。)

お問い合わせは、役場町民課広報広聴・統計担当（TEL 27-2141 内線116）まで

(裏面もあります)